【体系図】

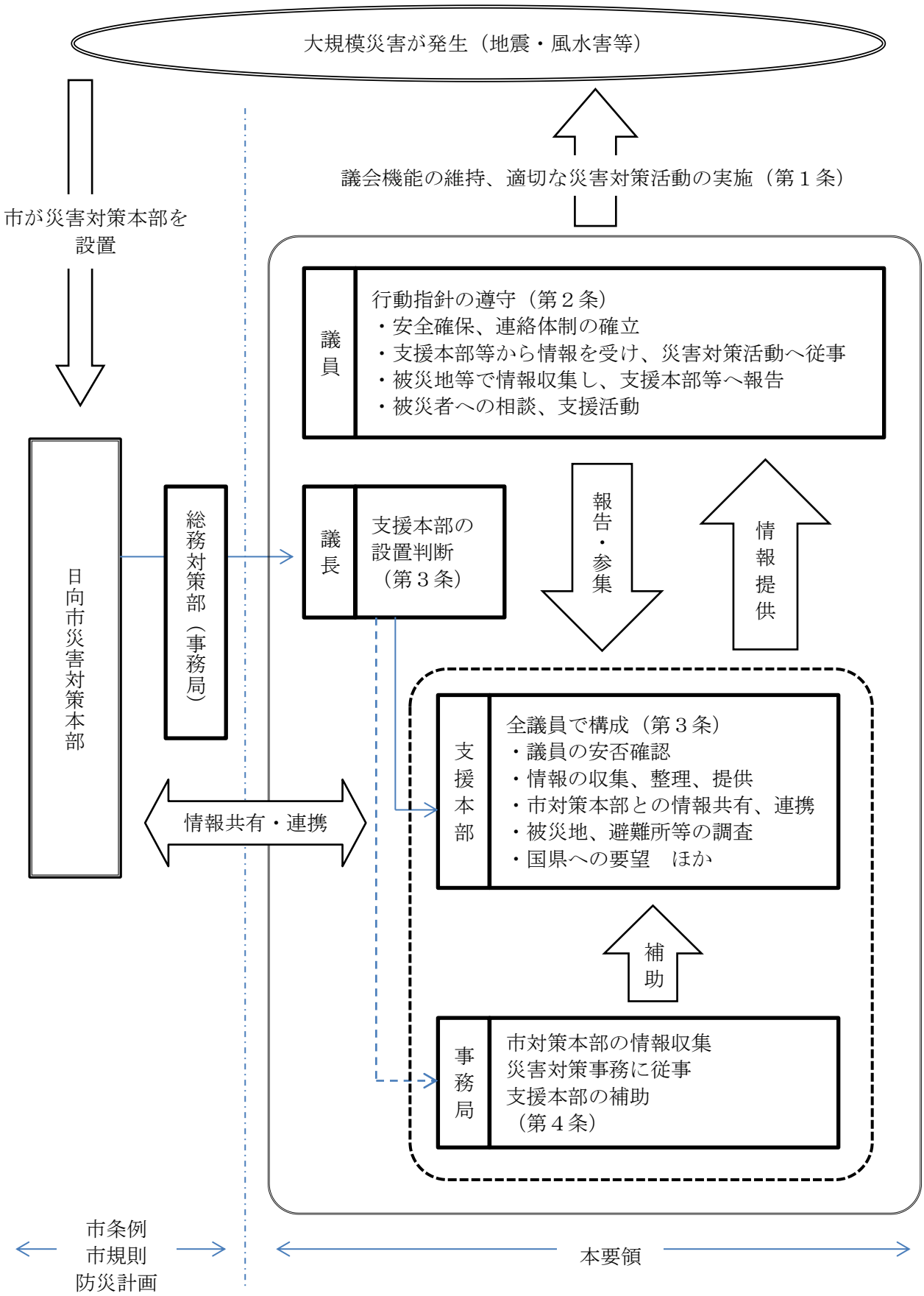
大規模災害が発生（地震・風水害等）
議会機能の維持、適切な災害対策活動の実施（第１条）
市が災害対策本部を設置
議員
行動指針の遵守（第２条）
・安全確保、連絡体制の確立
・支援本部等から情報を受け、災害対策活動へ従事
・被災地等で情報収集し、支援本部等へ報告
・被災者への相談、支援活動
日向市災害対策本部
総務対策部（事務局）
議長
支援本部の設置判断（第３条）
報告・参集
情報提供
支援本部
全議員で構成（第３条）
・議員の安否確認
・情報の収集、整理、提供
・市対策本部との情報共有、連携
・被災地、避難所等の調査
・国県への要望　ほか
情報共有・連携
補助
事務局
市対策本部の情報収集
災害対策事務に従事
支援本部の補助
（第４条）
市条例
市規則
防災計画
本要領